

学校評価の目的と方法

1 学校評価の目的

各学校が、自らの教育活動その他学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

2 学校評価の方法

各学校の教職員が行う評価【自己評価】

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】

※教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善を図る上で不可欠のものとして、有機的・一体的に位置付けるべきものである。

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

※第三者評価は、実施者の責任の下で、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務を課すものではない。

○ 自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

○ 学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

第三者評価は、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものである。

以上 「学校評価ガイドライン[平成22年改訂]」（平成22年7月20日 文部科学省）より抜粋

◆評価を分析するに当たって以下のとおりに考えることとする。

評価尺度として、4段階（「4；よく当てはまる・十分達成している」、「3；やや当てはまる・概ね達成している」、「2；あまり当てはまらない・どちらかという達成していない」、「1；まったく当てはまらない・ほとんど達成されていない」）とした。

そこで、4から1までの間のどこに尺度目盛りが来るかで判定した。各段階の選択人数集計を全体人数で除し、小数点以下2桁目を四捨五入し小数点以下1桁で数値化した。

判定のカットインポイントは以下の通りとする。

3.0 以上・・・・・・ A；概ね良好である。

2.9～2.5・・・・・・ B；工夫・改善の余地がある。

.....

2.4～2.1・・・・・・ C；工夫・改善が必要である。

2.0 以下・・・・・・ D；根本的に工夫・改善を図る必要がある。

◎大きくは、小数点以下四捨五入により「3.0」となる場合は「概ね良好」とする。